



東京都大田区蒲田 5の10の2 全日本港湾労働組合機関紙 (組合員の購読料は組合費の中を含む) 発行責任者 松永英樹



# 春闘方針特集号

持、脱原発を目指す政治づくりを目指して、2024年春闘をたたかいます。全港湾の基本は、大衆路線であり、職場討議にあります。要求を実現するためには、日常的な組合活動が重要です。労働組合幹部が先頭に立って、全組合員が一丸となって結集し、2024年春闘をたたかいます。

## 2024年 春闘方針 (案)

2024年春闘方針(案)は、2023年12月6日、7日に開催した第3回中央執行委員会で議論がおこなわれ、確認された。今後、各地方の職場討議を経て、1月30日開催予定の第4回中央執行委員会で最終確認をおこない、1月30日〜31日に開催予定の第45回中央委員会に提案される。

### I. 24春闘を組織するにあたって

1. 春闘は、労働組合にとって最も重要な運動のひとつです。組合員全体の賃金の底

上げや労働条件の改善など、「集団的労使関係」によってたたかう春闘を構築しなければなりません。集团的から個別化へ、産業別から企業別へと労働組合の弱体化が問われる社会情勢を打破するため、全港湾が先頭に立って組合員全体が結集する2024年春闘をたたかいます。

岸田首相は10月の衆参両院の本会議で所信表明演説を行い、新たな経済対策をめぐり、物価高の負担を緩和するための一時的な措置として増税の増加分の一部を国民に還元すると強調し、所得税の減税を念頭に具体策の検討を進める意向を示しました。

岸田首相は「防衛力の抜本的強化」を進めたことを自画自賛し、5年間で43兆円の増額を「速やかに実現」と主張しました。改憲も「先送りのできない重要な課題」として、国会で改憲発議の手続きを進めるため条文案の具体化などの積極的議論を期待すると述べました。憲法を踏みにじり、「戦争国家づくり」に突き進むことを許してはなりません。

全港湾は、国民を犠牲にする岸田政権を打倒し、戦争法制廃止、平和憲法堅

### II. 情勢の特徴について

#### 1. 国際情勢について

(1) 2022年に開戦となった、ロシアによるウクライナに対する軍事侵攻が続いています。ウクライナの各地でロシア軍とウクライナ軍が戦闘を続けていて、大勢の市民が国外へ避難しています。さらには、10月7日、イスラム組織ハマスによるイスラエルへの大規模攻撃が始まりました。ハマスによる民間人攻撃と拉致は明白な国際人道法違反です。人質を直ちに解放しなければなりません。(以下省略)

(2) 各国の経済状況をGDPで見ると、米国のことし4月から6月までのGDPは、前の3ヶ月と比べた実質の伸び率が年率に換算してプラス2.4%でした。プラス成長は4期連続で、伸び率は前の3ヶ月のプラス2%から拡大し、市場の予想も上回りました。企業の設備投資や個人消費が増加し、経済の底堅さを示す内容となりました。

#### 2. 国内情勢について

(1) 内閣府が10月15日に発表した、今年4月から6月までのGDPの速報値は、物価の変動を除いた実質の伸び率が前の3ヶ月と比べてプラス1.5%となりました。これが1年間続いた場合の年率に換算するとプラス6.0%で、3期連続のプラスとなります。(以下省略)

(2) 毎月労働統計調査の2023年9月分結果確報では、(前年同月と比較して)現金給与総額は279,304円(1.2%増)となり、うち一般労働者が363,444円(1.6%増)、パートタイム労働者が102,135円(1.9%増)となり、パートタイム労働者比率が32.29%(0.61ポイント上昇)となっています。(以下省略)

(3) 米国のUAWは全米自動車労働組合(組合員が40万人を超えるアメリカでも最大規模の労働組合の一つ)は、大手自動車メーカーのGM、ゼネラル・モーターズ、フォード、それに、クライスラーを買収したヨーロッパのステランティスの

化に合った課題に取り組み、結果を出してきたと誇り、今後物価高をはじめ国民が直面する課題に『先送りせず、必ず答えを出す』との不撓不屈の覚悟をもって取り組んでいく」と述べました。(中略)

### 2024年春闘方針の提起にあたって

中央執行委員長 鈴木 誠一



全港湾2024年春闘をたたかうにあたり、世界経済や国内経済の動向、政治状況や世界での戦争、環境問題、そして国際物流と国内物流や港湾物流課題など様々な問題、課題はありますが、労働組合運動はどうかというとも「大幅賃上げ」と「労働条件向上」と「魅力ある労働運動・労働環境の構築」を目指さ

なければならぬ。労働組合の使命は賃金引き上げと諸労働条件引上げであると申し上げたい。昨年5月に新型コロナウイルスは特効薬も無いままインフルエンザと同等に引き下げられた。外国人旅行者の受入れも再開された。コロナ化を経て観光業の人手不足やインフラの「オーバーツーリズム」が発生すると伝えられている。人手不足はすべての産業で顕在化している、特に我々の物流業界においては2024年問題として以前から大きく指摘されてきた。しかし、我々労働組合の要求や問題提議は政府、財界に放置され、目の前に迫る今になって社会問題として露見されない。そして、港湾労働者不足も近年急速に問

題化され一昨年に国交省による「港湾労働者不足アクションプラン」のお手伝い特例「特定限定許可」は港湾運送事業法の主旨を行政判断の省令で崩壊せしめる、秩序の維持と逆行する恐ろしいモノである。「特定」と「限定」二つを並べていることに異常さを感じる。少子高齢化や人手不足はまさに30年以上の財界優先、大企業保護優先の行き過ぎた経費削減(コストカット)の労働者の賃金抑制の経済活動、経済政策、政治の悪意ある無策による結果である。そもそも「痛みの伴う構造改革」の間違った政策による結果であると判断する。問題が顕在化してからの目先の付け焼刃な施策が行われている。昨年11月に政府・岸田首相は早々に政労使会議と称して24春闘について労使に23春闘を上回る水準の賃上げの実施を要請した。中小企業が多数を占める全港湾23春闘では大手の結果は得られていない。国交省の資料は2020年の日本の

輸出入貨物の99.6%が港湾にて扱われる、国の重要な基幹産業であるとした。また、国内港湾労働者は5万1千余名としている。そして、国内物流貨物の39.8%が港湾で扱われる、同時に国内輸送の主力であるトラック陸上輸送の重要性も見える。資源の無い国、食糧自給率の低い島国日本、人口1億2千万人と言われる日本国民の生活と経済活動などを裏付けている港湾労働者は責任と誇りを持つている。全港湾は都市と地方、大企業と中小、港湾と自動車に限らず、あらゆる職種で組織されている。組織拡大、仲間を増やし、働く者の権利獲得と生活向上をたたかう。先ずは春闘勝利する。全港湾は第45回中央委員会にて決定した春闘方針にもつき、賃金引上げ・諸労働条件を獲得し、再び若者から選ばれる産業となるよう2024年春闘を団結してたたかひ抜くことを確信し、春闘方針提議にあつたての一言とします。

(3) 米国のUAWは全米自動車労働組合(組合員が40万人を超えるアメリカでも最大規模の労働組合の一つ)は、大手自動車メーカーのGM、ゼネラル・モーターズ、フォード、それに、クライスラーを買収したヨーロッパのステランティスの

家庭で消費するモノやサービスの値動きをみる8月の消費者物価指数は天候による変動が大きい生鮮食品を除いた指数

が、去年の同じ月より3・1%上昇しました。上昇率は7月から横ばいで、3%以上となったのは12ヶ月連続です。このうち「生鮮食品を除く食料」は9・2%上がり、大幅な上昇が続いています。

### 3. 港湾を取り巻く情勢について

(1) 国土交通省港湾局が27日に発表した「2022年の国内港湾のコンテナ取扱貨物量」をもとにマリタイムが集計したところによると、外資コンテナ取扱量は前年比0・3%増の1,797万TEUと2年連続のプラスとなっています。新型コロナウイルス感染症拡大の影響から回復傾向をみせており、主要港での増加が全体をけん引した結果となっています。(以下省略)

### 5. 各労働団体の取り組み

(1) 連合は、11月9日開催の第2回中央執行委員会において、経済社会のステイジ転換を着実に進めるべく、すべての働く人の生活を持続的に向上させるマクロの観点と各産業の「底上げ」「底支え」「格差是正」の取り組み強化を促す観点から、前年を上回る賃上げをめざすとして、賃上げ3%以上、定昇相当分(賃金カーブ維持相当分)を含め5%以上の賃上げを目安とすることを確認しました。

### 4. 海コン・トラック・バスを取り巻く情勢

(1) 全日本トラック協会が発表した景況感(速報)によると、トラック運送業においては、輸送数量が減少(宅配以外の特積貨物を除く)したものの、運賃・料金の水準が改善し、輸送原価の上昇分の一部が価格転嫁できるようになったことを反映し、令和5年4月〜6月期の業界の景況感は▲32・1と前回より2・7ポイント改善しました。(以下省略)

(2) 国土交通省では、「物流は、国民生活、経済活動に不可欠な基盤である一方で、『2024年問題』によるドライバー不足の深刻化や、カーボンニュートラルへの対応等多数の課題を抱えている状況」として、2023年10月に現在の総合政策局物流部門と自動車局を統合して「物流・自動車局(仮称)」を設置しました。

(3) 国土交通省港湾局の2023年度予算概算要求では、令和6年度概算要求においては、①持続的な経済成長の実現、②国民の安全・安心の確保、③個性をいかした地域づくりと分散型国づくりを3本柱とするとしています。(以下省略)

(4) 国土交通省では、「物流は、国民生活、経済活動に不可欠な基盤である一方で、『2024年問題』によるドライバー不足の深刻化や、カーボンニュートラルへの対応等多数の課題を抱えている状況」として、2023年10月に現在の総合政策局物流部門と自動車局を統合して「物流・自動車局(仮称)」を設置しました。

(5) 連合は、11月9日開催の第2回中央執行委員会において、経済社会のステイジ転換を着実に進めるべく、すべての働く人の生活を持続的に向上させるマクロの観点と各産業の「底上げ」「底支え」「格差是正」の取り組み強化を促す観点から、前年を上回る賃上げをめざすとして、賃上げ3%以上、定昇相当分(賃金カーブ維持相当分)を含め5%以上の賃上げを目安とすることを確認しました。

(1) 連合は、11月9日開催の第2回中央執行委員会において、経済社会のステイジ転換を着実に進めるべく、すべての働く人の生活を持続的に向上させるマクロの観点と各産業の「底上げ」「底支え」「格差是正」の取り組み強化を促す観点から、前年を上回る賃上げをめざすとして、賃上げ3%以上、定昇相当分(賃金カーブ維持相当分)を含め5%以上の賃上げを目安とすることを確認しました。

### 4. 海コン・トラック・バスを取り巻く情勢

(1) 全日本トラック協会が発表した景況感(速報)によると、トラック運送業においては、輸送数量が減少(宅配以外の特積貨物を除く)したものの、運賃・料金の水準が改善し、輸送原価の上昇分の一部が価格転嫁できるようになったことを反映し、令和5年4月〜6月期の業界の景況感は▲32・1と前回より2・7ポイント改善しました。(以下省略)

する内容だ」として、年明けの方針決定に向け意見を求めました。

(4) 交通労働協会は2024春季生活闘争の取り組みについて、(中略)2024春季生活闘争方針(最終案)での具体的な要求は、「すべての構成組織は、組合員にとつての『聖域』である定期昇給制度を死守するとともに、定期昇給相当分(一人平均基本給の2%)を確保することを大前提に取り組み」とし、そのうえで、「交通労働協会のミナム賃金水準への到達と物価高騰対策の観点から、3%以上の賃上げ要求を掲げるとともに、可能な限り産業間格差是正に努めること」としています。

(5) 全国港湾は、11月28日開催の第4回中央執行委員会にて、「24春闘方針(第2次草案)」として、物価高騰はその対象品目にはらつきがあるとはいえず、3〜10%に達しているとの試算がある。大幅賃上げは日を追うごとに現実性を増している。したがって、24春闘においては、産別統一要求として、賃上げ30,000円以上(或いは10%以上)を要求する。同時に、各単組は、あるべき賃金の改定要求で18歳水準を初任給として200,200円を掲げて取り組むこと。」としています。

また、「産別制度賃金は、据え置かれる」として、

1. このような経済情勢のもと、政府は経済対策としての「第1の柱」に、「物価高から国民生活を守る。賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するた堅・中小企業を含めた持続的賃上げ、所得向上と地方の成長を実現する。」として、2024年以降も賃上げの流れを継続させるため、賃上げ促進税制の減税措置の強化を検討するとともに、価格転嫁対策の強化、中小・小規模事業者の賃上げ及び人手不足解消のための省人化・省力化投資への支援を行う。とされていますが、減税の先には政府の狙う大増税「ステルス増税」が待

### III. 24春闘をたたかうにあたって

た状態が続いており、産別最低賃金もどより、他の制度賃金も同様に据え置きとなったままであり、低位固定化といった様相を見せており、個別賃上げとともに水準改訂に向けて取り組みを強めることとする。」として、産別最低賃金は、24春闘で改定を要求するべき賃金の18歳と同水準の200,200円(月額8,710円、時給1,250円)／213日稼働・7時間労働)を要求する。あるべき賃金は、現行協定を引き上げ18歳200,200円、40歳376,300円、65歳502,900円とするピッチを維持したタリフで別表として要求する。基準賃金は、全港・全職種適用として、現行水準を10%引き上げ40歳376,300円を要求する。検数・検定労働者の標準者賃金は、長きにわたる252,000円で据え置かれたままになっている。標準者賃金は、検査職種労働者の賃金と深く連動し、これに到達すべき性格を有している。したがって、賃上げ要求とリンクしたものと追求していく立場から、現行協定を10%引き上げる考え方で、277,200円を要求する。適用は基準内賃金とし、その定義は検数・検定小委員会での合意内容とする。としています。

す。

このように増税とは言いにくいけど、実質的に負担が増えている政策がいつの間にか行われていることが、「控除を見直す・廃止する」「上乘せ」などの言葉で表現されていますが、実質的に増税とほとんど変わりない政策がいくつも計画されています。

今後、ステルス増税の主なターゲットとなるのは「増え続ける高齢者」と「労働人口の約90%を占めるサラリーマン」であるのはほぼ間違いありません。

24春闘は景気回復のために、国民全体で賃上げに向かう世論が構築されようとしています。全港湾にとっては、職場での討

議と団結してたたかうことが求められます。中小零細企業の多い港運業界で、事業者の経営状況を心配することも理解できませんが、生活に必要な賃上げを必要とする組合員が港運業界に魅力を感じず離職することも考えなければなりません。組合に求められることは何よりも労働条件の引き上げであり、賃金の引き上げであります。

### IV. 具体的な要求について

1. 労働条件の引き上げ  
賃金引き上げ  
秋から年末の中央執行委員会における討議経過を踏まえ、組合員が一体となつてたたかう24春闘を構築し、物価上昇分(2・5%)、最低賃金引き上げ率(4・3%)、23春闘での他産業(連合集計)との格差分(3・58%〜1・58%〜2・0%)と定期昇給分(3%)を含め率で11・8%程度を目指し、賃金引き上げ要求は「基本給一律30,000円」とします。

間短縮の取り組み、非正規労働者の常用化の取り組みの中で重要な要求です。次の条件を基本としてたたかいます。

① 現行賃金を引き下げない。  
② 労働強化につながらない。  
③ 定年延長と高年齢者雇用対策

① 60歳以降の・労働条件・賃金の維持を図るため、65歳定年要求を重要課題として要求します。

② 身分の変更や労働条件の引き下げを行わない65歳定年を基本とし、最低でも厚生年金の比例報酬部分の支給開始年齢に沿った段階的な定年の引き上げを要求します。

③ 定年延長後の継続雇用制度については、一時金も含め退職時の年収80%以上とする改定を要求します。

④ 働かざるを得ない実情も踏まえ、まずは働ける環境づくりを(労供)目指します。

また、今春闘においても政府のすすめる「価値創造のための転嫁円滑化」施策の取り組みを早い段階で企業に求め、労働条件の向上や大幅賃金引き上げに必要な適正料金確保につながる取り組みをすすめます。

全産業において人員不足が加速する中、魅力ある職場環境と生活向上を目指すためにも、あるべき賃金の改定要求の18歳水準200,200円を「初任給200,200円」として要求します。

(4) 労働時間短縮  
① 8・7・45の順守、年間労働時間1,800時間達成  
② 週休2日制(土曜日、日曜日)の確立と週40時間規制の厳守  
③ 「国民の祝日に関する法律」による休

日、メーデー（5月1日）、「山の日」の休日の獲得

④ 12月30日から1月4日までの年末年始特別有給休日の獲得

⑤ 時間外労働、深夜労働、休日労働の割増率の引き上げ

やむを得ず、月間45時間以上の時間外労働については、時間外手当を現行の2・5割増しとし、休暇付与を原則として、時間外労働の抑制を求めます。

⑥ 働き方改革関連法の制定に伴い、法令順守に耐えうる人員の増員を求めます。

⑦ 労働大臣告示に基づくトラック労働者の労働時間規制を求めます。

退職金引き上げ

退職金は、勤続30年＝1,600万円以上、勤続35年＝2,000万円以上、勤続40年＝2,400万円以上、勤続45年＝2,800万円以上を求めます。

また、「中退金」加入などにより退職金の確保（保全）を求めます。

⑧ 労災企業補償の引き上げ

死亡・1～3級4,000万円、4級2,750万円、5級2,360万円、6級2,000万円、7級1,670万円、8級1,180万円、9級910万円、10級710万円、11級520万円、12級370万円、13級240万円、14級130万円とします。

特に、8級～14級の補償額引き上げ（到達）を求めますが、自然災害において労災認定が出た場合の企業補償の支払い（損害保険特約の有無）について確認を求めます。

⑨ 育児・介護制度の拡充と協定化

育児・介護休業法の目的と基本的理念に基づき、休業補償の引き上げ（80%以上の補償）を求め協定化を目指します。

ストレスチェック制度の全事業所適用

各地方・支部での統一協定によるストレスチェック制度の導入を求めます。

⑩ 女性労働者の権利と労働環境整備の確立

積極的な採用と女性を含めた労働者の平等の権利とパワハラ、セクハラ対策も

② 「パワハラ防止法」に基づき、相談窓口の設置と社内規定整備に取り組みための労使による委員会や協議会の設置を求めます。

⑩ 伝染病における休業補償

伝染病対策としての休業に対して、基準内賃金保障はもとより、労基法12条に基づく日額保障以上を求め、私傷病協定を締結している地方・支部は協定の適用拡大を求めます。また、新型コロナウイルス感染症について、その扱いを季節性インフルエンザと同じ「5類感染症」に変更することに反対し、港湾・海コン・トラック（バス・タクシー）・介護家政職職種については、エッセンシャルワーカーとしての位置付けから、国・厚生労働省に対し、引き続きワクチン接種・コロナ後遺症治療費などの無料化を求めていきます。

## 2. 港湾労働者のたたかい

(1) 週休2日制（2020年到達）や時間外算定基礎分母（2025年到達）の改定闘争、継続的な取り組みとこれまで積み上げてきた産別協定の活用（適用）、そして港湾に大きな影響をもつ港湾政策に対する取り組みをすすめます。全国港湾の産別課題を前進させるために、全国港湾の決定に基づいたたたかいをすすめます。

具体的には全国港湾2024年春闘方針（案）をここに一部抜粋し、詳細については全国港湾2024年春闘方針（案）参照とします。

(2) 全港湾の取り組み

港湾での人員不足を解消するために、魅力ある労働環境を目指し、日曜完全休日や年末年始の完全休日を産別制度として提起します。

(3) 24春闘の重点課題（全国港湾）

重点課題1／1

物価高騰 生活の危機を大幅賃上げで乗り越えていく

重点課題1／2

産別制度賃金の課題について単組であれ職場であれ、産別制度賃金を個別賃上げの軸に位置付け、交渉を展開していくことを共有して賃上げ闘争を進めることとします。

したがって、24春闘において

は、産別統一要求として、賃上げ30,000円以上（或いは10%以上）を要求する。

同時に、各単組は、あるべき賃金の改定要求で18歳水準を初任給として200,200円を要求して取り組む。ことを呼び掛ける。

a 産別最低賃金は、24春闘で改定を要求するあるべき賃金の18歳と同水準の200,200円（日額8,710円、時給1,250円／23日稼働・7時間労働）を要求する。

b あるべき賃金は、現行協定を10%引き上げ18歳200,200円、40歳376,300円、65歳502,900円とするピッチを維持したタリフで別表として要求する。

c 基準賃金は、全港・全職種適用として、現行水準を10%引き上げ40歳376,300円を要求する。

d 標準者賃金は、賃上げ要求とリンクしたものと追求していく立場から、現行協定を10%引き上げる考え方で、277,200円を要求する。

重点課題2

賃下げなしの労働時間短と時間外労働の規制

a 5・9協定の見直し（完全週休二日制／全港・全職種適用）を要求する。完全週休二日制に伴う措置として時間外算定基礎分母（現行149時間）を143時間とするよう要求する。

b 年末年始休日（12月31日～1月4日）を完休日とするよう要求する。

c せめて、月1回の日曜を「不稼働日」とするよう要求する。なお、年末年始・月1回の不稼働日とした場合も、緊急船や生活航路など必要不可欠とされるケースには、相応の労働条件を付加して対応する。

d 時間外割増率の産別統一基準を要求し取り組む。

重点課題3

港湾「合理化」反対、雇用と職場を守る「労使の取り組み」

a 港湾政策・ユーザーの施策には労使合意を前提とする。

b 認可料金の復活・適正料金の確保で労働条件・雇用・人財の確保へ。

c 職域・業種の確保と継続的課題について。

重点課題4

職場・職種に係る諸課題

a 検査職種・指定事業者の諸課題について、「早急に解決する」。

b 指定事業者からの入会者の年金適用について、解決にむけ取り組みを。

c 標準者賃金の適用要件を「年齢35歳・有資格者とする」改定することについて、実施の具体化を図る。

d 関連職種の「週休二日制、時間外分母短縮、65歳定年制実現」について、制度の実行を担保する取り組みを強化する。

e 65歳定年制（通減なし）の実施について、定年制度確立を促す取り組みを進める。

f 安心・安全・港湾労働者の命と健康を守る取り組み

g 人員不足対策について

重点課題5

港湾運営・港湾労働政策に係る諸問題について

a 特定限定許可制度（所謂「お手伝い特例」）について

b 安定化協議会・港運労政懇話会の活用

c 事前協議制度運営の強化

d 国際戦略港湾政策・石炭荷役問題等港湾運営政策に係る産別労使の課題について

e 港湾労働者保障基金制度（転職資金 生活助成金制度）の拡充について

全国港湾24春闘方針（案）では、検査職種・指定事業者の諸課題について、継続的に進めている事務折衝を深化させ、部会協議を見通しながら、検査事業に係る指定事業者の問題について、21春闘「覚書」・22・23春闘協定の履行・具体化を図る。「早急に解決する」を文字通り実践するとあります。しかしながら日検査事業者はもとより、労・労間での意思統一が不十分なこともあり、解決には至っていません。

全港湾は、日興サービ分会すべての中間の雇用と職域、格差なき労働条件獲得のために、引き続き全国闘争と位置付けて、産別の仲間と共にとたたかいます。

能代闘争

23年秋年末闘争においての国交省申し入れ行動においても、港湾秩序維持のための要請を行いました。引き続き行政に對しての申し入れ、意見交換、情報共有を図りながら、中央本部は支部・地方本部との連絡を密にし、新規参入阻止のたたかいを取り組みます。

(3) 本四架橋闘争について

2030年度には高速道路の全線料金所がETC専用化になると計画が打ち出されています。また、各所でETC専用化の実証実験が行われています。料金収受業務に就いている組合員の雇用確保のため、ただ反対するだけではなく、ETC専用化に向けた対策と新たな雇用創出を見出します。その実現に向け政労協定を活かして国交省・運輸局交渉を取り組みます。

(4) 国際コンテナ・国際バルク戦略港湾について

国が選定した国際戦略港湾に、将来利便性の高くなる港に製造業が集中したところによって、港湾労働者の雇用や職域が奪われる事象が起きています。国の責任を認めさせるため政策推進議員懇談会の活用や要請行動などを強化し、雇用・職域を奪われた港湾労働者の雇用確保や補償を求める運動を展開します。

## 3. 海コン・トラック・バス労働者のたたかい

(1) 2022・23年度運動方針を基に、国交省、厚労省、経産省など、関係行政に對して要請行動を強化するとともに、地方単位の要請行動も積極的に取り組みます。

制度・政策要求の実現を目指して、運輸業界を巻き込むなど、これまで以上に一歩踏み込める運動を現実化するため、情勢・方針など、具体的な課題を共有して交連労協との連携を密にしてたたかいをすすめます。

(2) 特に今春闘では、標準的運賃の届け出制を実行させるとともに、適正な運賃収受に向けて、政府のすすめる「価値創造のための転嫁円滑化」施策の取り組みを早い段階で企業に求め、労働条件の向上や大幅賃金引き上げに必要な適正料金確保につながる取り組みをすすめます。

## 4. 介護家政職労働者のたたかい

(1) 介護事業で働く仲間の労働条件向上と介護を受ける側の充実した質の向上を目指し、運動方針を基本に厚生労働省などの行政交渉を取り組みます。

## 5. 雇用保障闘争について

(1) 日興サービ分会闘争

- (5) 国交省の進める自動化・機械化について 全港湾は基本方針通り、RTG遠隔操作化事業導入にあたっては、港湾労働者の雇用と職域、さらには港運事業者の事業継続を守るため、「港湾におけるRTGの遠隔操作化に関する確認書」並びに「関係港における確認書」の遵守を絶対条件として、体制的合理化に反対する取り組みをすすめます。
- (6) 国の進める石炭火力発電所廃止計画について 国の打ち出した脱炭素政策によって、輸入石炭を扱っている港に問題が起きています。石炭を主要貨物としている北海道留萌港では、2027年に石炭火力発電所の廃止が発表されており、雇用・職域確保に向けた運動が急務となっています。その他の港においては、関係各所に要請を行うなどの取り組みを行っています。また、休業止について具体的な情報さえも得られない状況にあります。

- (7) 2月15日〜16日にかけて、第1回地方対策会議を開催し、学識経験者を講師に「公正な移行」というキーワードに視点を置いた学習会を開催し、雇用・職域を守るたたかいを構築します。さらに国土交通省や資源エネルギー庁などへの要請行動を強化し、「全港湾政策推進議員懇談会」の場でも、国会議員と議論を重ね、国の脱炭素政策で雇用を奪われる組合員への具体的な解決策を求めます。

## 6. 労働者ならびに国民的諸課題のたたかい

- (1) 年次運動方針に基づき、労働者並びに国民的諸課題に対し、積極的に取り組むことを基本に、要求の一致を基本に地域の労働組合、諸団体と連携し、幅広い共闘体制の確立を目指し取り組むこととします。
- (2) 大企業優遇政策の転換と同時に国民の負担が増加する消費税に反対し、全国一律の最低賃金を目指します。
- (3) 後期高齢者の医療窓口負担増や生活保護基準の見直しなど、あらゆる社会保障制

- (3) 度の改悪に反対します。
- (4) 公的年金制度の改悪に反対し、老後の安心を保障する年金改革を求めます。
- (5) 日本の農業に大きなダメージを与え、食の安全を脅かし、また、医療保険の自由化・混合診療の解禁により、国保制度の圧迫や医療格差が広がりがかねない環太平洋パートナーシップ協定(TPP)には断固反対します。また、これまで重要5品目であった農産品分野や医薬品分野、特許権分野など国内産業を脅かす自由貿易協定(FTA)に反対します。
- (6) ギャンブル依存症の増加や治安の悪化、物流の重要拠点である港湾の雇用と職域へも多大な影響を与えるIR推進法によるカジノ型リゾート施設に反対します。
- (7) 外国人実習制度や研修制度に不備を残したままの施行に反対し、是正を求めます。
- (8) 育児・介護休業法の改正と男女雇用機会均等法の改正に伴う労働協約の締結を各地方・支部で締結します。
- (9) 入札職場において安定した労働条件の確保を第一に、労働者の権利を侵害し、労働組合を忌避する悪質企業と対峙するため公契約条例の制定を求めます。
- (10) 個人情報保護を国が一元的に管理するマイナンバーに反対します。
- (11) 安心・安全が担保できないライドシェアの導入に反対します。
- (12) 機密漏洩時の罰則規定やプライバシー・個人情報保護の観点と心理的負担を強いる裁判員制度に引き続き反対します。
- (13) 裁判員制度に比べ、極端に閉鎖的で問題の多い、検察審査会制度に反対します。
- (14) 国家による個人情報「集中管理」が進み、「監視社会」につながる危険性のあるデジタル庁の政策に反対します。

- (1) 保条約破棄、反基地闘争、脱原発と環境をまもることを基本に、幅広い労働団体の共闘を取り組むこととします。
- (2) 平和憲法の理念をまもり、憲法改悪に反対します。
- (3) 秘密保護法・戦争法制・共謀罪の廃止を求めます。
- (4) 辺野古新基地建設反対、反基地闘争、日米安保条約破棄を取り組むとともに、米軍従属の中ですすめられる米軍新基地建設や自衛隊の軍事強化に反対し、米国の言いなりとなる根拠ともいえる日米安保条約を破棄する取り組みをすすめます。
- (5) 軍事費増強の動きが加速しています。憲法9条を基本にしてきた戦後日本の在り方を根本から転換して軍事国家づくりに反対し、憲法違反の敵基地攻撃能力の保有と、財源を国民に求めるなど国民生活を壊すような軍事費増強の議論を直ちに中止することを求めます。
- (6) 同時に、憲法18条にある「苦役の禁止」により、日本では徴兵制度が出来ないことを再確認し、軍事国家にさせない運動を取り組めます。
- (7) 教育への国家統制強化となる教育基本法の改悪や教育の反動化に反対します。
- (8) 原発ゼロの社会を目指し、再稼働反対、再生可能エネルギーの増強を求める次の取り組みをすすめます。
- (9) 福島原発事故による自主避難者や帰還困難区域避難者への国の責任による賠償の継続を求め、震災復興支援の拡充を求めます。
- (10) 原発技術の輸出に反対します。
- (11) 福島第一原発事故を風化させないため、未曾有の経験を将来につなぎ、安心して暮らせる社会を取り戻すために「脱原発フクシマ連帯キャラバン」行動を積極的に取り組みます。
- (12) 東海村臨界事故を経験として、一刻も早い原子力発電所の閉鎖と再生可能エネルギーへの転換への実現に向け、各種集会に参画します。
- (13) 自然環境を保護し、環境破壊反対の取り組みをすすめると同時に再生可能エネルギーや自然エネルギーの活用を促進を求めます。
- (14) 労働運動や市民運動に対する監視社会など、人権侵害と秘密保護法に反対します。
- (15) 社会に存在するすべての差別に反対し、ジェンダー平等など人権擁護のたたかいをすすめます。

## 7. 反戦、反核、平和と民主主義、環境を護るたたかい

- (1) 運動方針に基づき、平和憲法を護り、憲法9条に対する集団的自衛権行使容認反対、安

## 8. 選挙闘争について

- (1) 朝日新聞の調査(11月18日〜19日)では、内閣支持率は前回調査に比べて4ポイント下落し、25%になり、逆に不支持率は5ポイント増えて65%に達しています。
- (2) 全港湾は正しい政治、正しい民主主義を取り戻すために、選挙闘争を全力で推し進めるとともに、労働者の立場に立つ地方議員を当選させることを目指します。
- (3) 4月上旬に地方代表者会議を開催し、最終的な具体的戦術を決定します。二波、三波の行動を構えて粘り強くたたかう体制を構築します。
- (4) 3月21日(木)中央闘争委員会(予定)では、各地方本部の第1回回答状況について協議します。
- (5) 4月上旬に地方代表者会議を開催し、最終的な具体的戦術を決定します。二波、三波の行動を構えて粘り強くたたかう体制を構築します。

## IV. たたかいのすすめ方について

- (1) 職場を基礎に全国統一闘争を組織し、実力闘争を基本にたたかいをすすめます。
- (2) 全国港湾の制度闘争は、地区港湾に結集し、産別闘争の強化を図ってたたかいます。
- (3) 交通労働協の政策要求や諸行動については、全港湾の要求実現のため積極的に共闘します。
- (4) 中小企業労働者、非正規雇用労働者との連帯を強め、地域運動を強化し、可能な共闘をすすめます。
- (5) スト権確立確認にあたっては、全港湾の要求と全国港湾の要求について別々に分けて確認します。

## 1. たたかいの基本姿勢

- (1) 職を基礎に全国統一闘争を組織し、実力闘争を基本にたたかいをすすめます。
- (2) 全国港湾の制度闘争は、地区港湾に結集し、産別闘争の強化を図ってたたかいます。
- (3) 交通労働協の政策要求や諸行動については、全港湾の要求実現のため積極的に共闘します。
- (4) 中小企業労働者、非正規雇用労働者との連帯を強め、地域運動を強化し、可能な共闘をすすめます。
- (5) スト権確立確認にあたっては、全港湾の要求と全国港湾の要求について別々に分けて確認します。

## 2. 要求書と協定書

- (1) 要求書は中央、地方、支部の連署として提出します。
- (2) 要求書の内容は賃金引き上げとします。
- (3) 中央、地方の統一要求の協定書は、各級機関の委員長印を押し協定します。

## 3. 闘争日程

- (1) 地方春闘討論集会の開催  
1月上旬 1月下旬
- (2) 第45回中央委員会  
1月30日(火)〜1月31日(水)
- (3) (シーパレス)  
全国港湾第16回中央委員会  
2月6日(火)〜2月7日(水)
- (4) (シーパレス)  
全国港湾第1回中央団交  
2月14日(水)
- (5) 産別制度政策要求提出  
2024春闘要求提出  
3月1日(金) まで
- (6) スト権の確立確認  
3月1日(金) まで
- (7) 第1回統一回答指定日は3月11日(月)を基本として、各地方の集中回答指定ゾーンを3月11日(月)〜15日(金)とし

## 4. 闘争体制の確立

- (1) 要求提出後、回答指定日までの間に交渉をすすめるため、4月上旬・港湾産別春闘解決後、直ちに中央港湾団交参加の中央執行部による地方代表者会議を開催し、統一回答指定ゾーンの設定、解決を求めるたたかいをすすめます。全国港湾の統一行動と連携した闘争体制を堅持します。
- (2) 労働関係調整法については、中央本部で一括での手続きとします。なお、全国港湾の産別要求についても全港湾中央本部で申請を行います。
- (3) 妥結については、中央と地本・支部が連絡を取り合い、たたかいをすすめます。
- (4) 3月21日(木)に開催する中央闘争委員会において、産別到達協定(産別最賃、週休2日制、時間外計算基礎分母)の各地方取組状況及び春闘交渉経過、ストライキ戦術等を協議し、闘争体制を確立するとともに情報を共有します。
- (5) 要求書提出後「全港湾FAXニュース」を週毎に発行するとともに、山場では随時発行し情報交換、教宣活動を強化します。

ます。最終回答指定日を4月上旬(港湾産別春闘解決後)とし、第45回中央委員会決定します。

(2) 3月の第1回回答指定ゾーンの交渉では、賃上げ回答の促進を行い、産別課題の前進を目指します。

(3) 3月中旬の中央団交前後に地方代表者会議を開催し、第1回回答指定日以降の具体的な闘争戦術を決定します。

(4) 3月21日(木)中央闘争委員会(予定)では、各地方本部の第1回回答状況について協議します。

(5) 4月上旬に地方代表者会議を開催し、最終的な具体的戦術を決定します。二波、三波の行動を構えて粘り強くたたかう体制を構築します。

以上

以上

以上